

—新規許可申請—

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出書類	① 有料・無料職業紹介事業許可申請書 (様式第1号) [第1面・第2面]	1	2
	② 有料・無料職業紹介事業計画書 (様式第2号)		
	③ 届出制手数料届出書 (様式第3号) ※手数料表(様式例第3号)を添付 ※上限手数料の場合は不要		
	④ 有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 (様式第6号)[第1面・第2面] ※取扱う職種の範囲その他業務の範囲を定めた場合		
	⑤ 取次機関に関する申告書(通達様式第10号) ※国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用する場合のみ必要		
◎添付書類	① 定款又は寄附行為 個人の場合は不要 ※変更後のものが作成されていない場合には、「株主総会議事録」も添付する。 ※事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載があること。		2
	② 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 個人の場合は不要 ※事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載があること。	1	1
	③ 代表者・役員の住民票(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの) ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの ※家族分は不要 ※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要	1	1
	④ 代表者・役員の履歴書 ～記載例参照～ ※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要 ※写真は不要 ※「氏名(ふりがな)」、「生年月日」、「住所」、「最終学歴」、「職歴」、「賞罰の有無」を記載 ※職歴は「入社・退社の年月」、「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないよう詳細に記入(例:求職活動、法人設立準備等)	1	1
	納税関係書類		
	法人の場合		
	最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書		2
	法人税の納税申告書(別表1・別表4)		2
	法人税の納税証明書(その2 所得金額用)	1	1
	⑤ 個人の場合		
	最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書		2
	最近の納税期における所得税の納税申告書の写し(確定申告書)第1表		2
	所得税の納税証明書(その2 総所得金額用)	1	1
	〈預貯金を資産とする場合〉 預貯金の残高証明書 〈不動産を資産とする場合〉 登記事項証明書・固定資産税の評価額証明書 ※貸借対照表から計算される基準資産・事業資金が納税証明書等で証明される場合は不要	1	1
	⑥ 事業所の賃貸借契約書 ※転賃借契約の場合は「原契約書」「転賃借契約書」「所有者の承諾書」 自己所有の場合は不動産登記簿謄本(建物の登記事項証明書)		2
	⑦ 事業所のレイアウト図 ※職業紹介責任者席、個人情報保管場所、面談スペース等の位置を記載	1	1
	⑧ 職業紹介責任者の住民票(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの) ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの ※役員が兼務する場合は不要 ※家族分は不要	1	1
	⑨ 職業紹介責任者の履歴書 ～記載例参照～ ※役員が兼務する場合は不要 ※写真は不要 ※「氏名(ふりがな)」、「生年月日」、「住所」、「最終学歴」、「職歴」、「賞罰の有無」を記載 ※職歴は「入社・退社の年月」、「役員の就任・退任の年月」、「雇用管理経験」を明記し、空白期間のないよう詳細に記入(例:求職活動、法人設立準備等)	1	1
	⑩ 職業紹介責任者講習受講証明書(申請受理の日前5年以内の受講に限る)		2

		提出部数	
		原本	コピー
⑪	個人情報適正管理規程（許可更新マニュアル・HP記載例参照）		2
⑫	業務の運営に関する規程（許可更新マニュアル・HP記載例参照）		2
⑬	届出制手数料の届出をする場合は 手数料表（様式例第3号）		2
⑭	国外にわたる職業紹介を行う場合は 相手先国、取次機関に関する書類 ※「国外にわたる職業紹介を行う場合」の必要書類を参照		2

※労働者派遣事業を同時申請する場合、添付書類①～⑤を省略することができます。

※複数事業所を同時申請する場合、添付書類⑥～⑭は事業所ごとに提出してください。

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合があります。

◎手数料等 【新規申請時】（有料職業紹介事業のみ）

収入印紙 5万円 ※郵便局等で購入

（複数事業所を同時申請する場合は、2事業所目からは1事業所につき1万8千円を加算）

※収入印紙は申請書に貼付せず持参してください。

登録免許税 9万円（領収書の原本を提出）

※納付先：税務署（茨城労働局で申請する場合は、水戸税務署のみ有効）または郵便局、銀行。

詳細は「登録免許税の納付方法に関する留意事項」をご参照ください（茨城労働局ホームページ掲載）。

◎提出先 事業主（本社所在地）を管轄する労働局

【許可の財産的要件】

申請時提出していただく、貸借対照表において

(a) 資産総額 － 負債総額 ≥ 500万円（×事業所数）

（※但し、繰延資産、営業権は資産より除く。）

(b) 事業資金として自己名義の「現金・預金」の額が150万円以上であること。

（※複数事業所の場合は事業所数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えた額以上）